

# 家電リサイクル法の失敗

## ～EPR 達成に向けて～

### <INDEX>

#### 序章 はじめに

#### 第1章 EPR 理念

##### 1-1 EPR 理念

- (1) 成立の背景
- (2) EPR の目的

##### 1-2 EPR ガイダンスマニュアルにおける評価基準

#### 第2章 EPR と家電リサイクル法

##### 2-1 法施行前の議論と施行後の現状

- (1) 法制定後における議論
- (2) 法施行後の現状

##### 2-2 乖離の原因

- (1) リサイクル料金のカルテル化
- (2) リサイクル料金問題の原因とその影響

#### 第3章 家電リサイクル法の環境問題

##### 3-1 国内のリユース（再使用）問題

##### 3-2 廃棄物・中古品の輸出における問題点

##### 3-3 不法投棄の現状

#### 第4章 家電リサイクル法の修正点

##### 4-1 現行法ベース

- (1) リサイクル料金のカルテル化への対策
- (2) リユースを促進する方法
- (3) 廃棄物・中古品輸出への対策
- (4) 不法投棄への対策

##### 4-2 料金徴収を前払いにした場合

- (1) 廃棄物・中古品の輸出、不法投棄への対策
- (2) リサイクル義務のない国へ輸出される場合の対策
- (3) リサイクル料金カルテル化への対策
- (4) 後払いの利点への対応

#### 終章 おわりに

#### 注

#### 参考文献

#### 序章 はじめに

日本において、1998年4月に制定され、2001年4月1

日から施行されている「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」）は、OECDが1994年から議論している「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）」（以下 EPR）の理念に基づいていると言われる。しかし、EPR の理念に家電リサイクル法とその施行状況を照らし合わせてみると、乖離が生じている事がわかる。本稿は、乖離している点および原因を明らかにし、法の修正点及び改正の方向性を提案することを目的とする。

#### 第1章 EPR 理念

##### 1-1 EPR 理念

##### (1) 成立の背景

過去30年以上にわたり、OECD加盟国は、公害の抑制と廃棄物削減を積極的に実施してきた。これにより、大気汚染や水質汚濁などにおいては改善が見られたが、有害廃棄物や家庭ごみの発生量には改善が見られなかった。有害廃棄物や家庭ごみの増加に対応するためには、廃棄物処理施設や埋め立て処分場を新たに建設しなければならない。しかし、建設用地の不足や、人々が健康や環境保護、自然景観に対して関心を高めていることから、廃棄物を減らし、リユース（再使用）やリサイクルによる処理比率を高めるということが重要視され始めた。そこで OECD はドイツの法律である「廃棄物の発生回避及び適正処理に関する法律」（1986）に盛り込まれ、「包装廃棄物回避法令」（1991）において具体化された「生産者責任<sup>1</sup>」を採用し、1994年から「拡大生産者責任（EPR）」として議論を開始した。

##### (2) EPR の目的

OECD は EPR を、「製品に対する生産者の物理的および（もしくは）財政的責任が、製品の使用以降の段階まで拡大される環境政策」と定義している。EPR 政策には、以下の2つの特徴がある。

- ① 地方自治体から生産者に（物理的および（または）財政的に、全体的にまたは部分的に）責任を転嫁する。
- ② 製品の設計において、環境に対する配慮を組み込むインセンティブを生産者に与える。

「原材料選定や製品設計に関して最大の決定力を持つ事業主体」である生産者は、製品の改造と再設計を促進し、最終処分される廃棄物のより少ない製品を奨励するか、再

使用やリサイクルしやすい製品を生産するのに最適な立場にある。EPR は上述のような立場にある生産者に、使用後の段階まで責任を転嫁することで、

- ① 資源利用削減（天然資源の保全・原材料の保全）
- ② 廃棄物の発生抑制
- ③ より環境に適合した製品の設計
- ④ 持続可能な発展を促進するための原材料使用の循環

という4つの目的を持ち、環境への圧力を軽減させようとする政策である。

### 1-2 EPR ガイドンスマニュアルにおける評価基準

EPR は特定の行動を規定しようとするものではなく、あくまで持続可能な発展に向けて努力をしている各国を支援するものでいくつかの選択肢を示しているにすぎない。よって唯一の正しいアプローチは存在しない。しかし以下の表1にあげる12の項目はEPRに必須であると考えられる基本事項であると言える。ここではOECDの基準と日本の家電リサイクル法を比較することによって日本の家電リサイクル法がどれだけEPRに基づいているかを見てみることにする。

表1 EPR ガイドンスマニュアルにおける評価基準と家電リサイクル法の達成度

EPR の分類	評価基準	家電リサイクル法
EPR 政策設計	① 中小企業に特有なニーズの考慮 <sup>2</sup>	×
	② 新技術の開発の奨励	△
責任分担	③ 明確な責任の割り当て	×
	④ 利害関係者間の協議	×
	⑤ 生産者のリーダーシップ	×
	⑥ 消費者への情報公開	○
輸出	⑦ EPRプログラムと既存の法的規制の組み合わせ	×
	⑧ 他国への処分	×
競争	⑨ 公正取引委員会のEPRプログラムへの積極的な参加	×

	⑩ 公正かつ透明な価格決定	×
不法投棄	⑪ 集团的監視圧力	○
	⑫ 政府の取り締まり	×

（参考 Extended Producer Responsibility : A Guidance Manual For Governments より作成）  
○は評価基準に適合しているもの  
×は適合していないもの  
△はあいまいなもの

## 第2章 EPR と家電リサイクル法

### 2-1 法施行前の議論と施行後の現状

表1からも分かるように、日本の家電リサイクル法とEPRはかけ離れていると言える。日本の法律はどういう基準に基づいて作成されたのだろうか。我々は、法制定前と法制定後の議論において、問題点を浮き彫りにするためには制定後3年間の準備期間における議論のほうが論点が明確であると考え、制定後の議論に着目した。

この章では家電リサイクル法施行前の議論と施行後の現状を分析することによってなぜこれだけの乖離が生じたのかを考察する。

#### (1) 法制定後における議論

まず法律施行までにどんな話し合いが行われたかを国会の会議録<sup>3</sup>から検証する。この会議録によると議論は

- ① 現行法のリサイクル費用の徴収方法（後払い制）
  - ② 不法投棄、不正輸出の懸念
- を中心に展開している。

以下では①の後払い制になった経緯を検証し、②に関しては第3、4章で詳しく述べる。なお以下では、「生産者」という言葉を使うがこれは製品の設計・材料の選択の決定に最も制御力を有する主体、すなわち家電メーカーを意味するものとする。

会議録では生産者側の意見と自治体、消費者の意見の間に対立が見られる。よって意見を生産者側とそれ以外の主体という2つの立場にわけて分析してみる。

まず、生産者側は現行法の料金徴収制度に関して、以下の4つを理由に一貫して後払いの正当性を主張している。

- ① すでに市場に出回っている3億台もの対象製品には後

- 払い制でしか対処が出来ない。
- ② 前払い制でリサイクル料金が徴収される場合、その製品が排出される 10 数年後のリサイクルコストが把握できず、適正な料金設定ができない。
  - ③ 前払い金をどのように安全に管理するか、また、その間に企業が倒産してしまった場合どうなるか、など新たな問題が発生してしまう。
  - ④ 排出者負担により、排出者にリサイクルコストを認識させることによって排出抑制につながる。

①、②、③から分かるように、生産者側は主に自分達の融通性を主張している。

それに対して前払いを妥当とみなす側は以下の3つを挙げ全面的に生産者に責任を転嫁すべきだと主張している。

- ① リサイクル料金は購入時に徴収しコストを市場に任せ、生産者にインセンティブを与えるには消費者よりも生産者に料金を負担させるべきである。
- ② 後払いは不法投棄を誘発する恐れがある。
- ③ リサイクルコストを生産者に負担させないと最終責任があいまいになる。

次項では、施行後に実際責任の分担がどう行われているのかをみてみることにする。

#### (2) 法施行後の現状

施行後の問題点としては以下のことが挙げられる。

- ① 不法投棄の増加
- ② リサイクル料金のカルテル化
- ③ 廃棄物・中古品の不法輸出の疑い

我々はこの家電リサイクル法に関して、大手家電メーカー4社と関東1都6県の228の各区市町村に施行後の家電リサイクル法に関するアンケート調査(2001年4月～6月)及び訪問調査(三鷹市役所、日野市役所、東芝)を行った。さらに上記の②の問題点に関係する主体である公正取引委員会の疑義表明をいれて、生産者と自治体、公正取引委員会の意見の食い違いをみてみることにする。

表2 家電メーカーと地方自治体、公正取引委員会の意見の違い

	大手家電メーカー	地方自治体	公正取引委員会
料金徴収方法	後払いでよい(全社)	前払いにするべき(89.4%)	
不法投棄の処理費用	今までと同じく自治体が回収し、費用負担するべき(全社)	メーカーが費用負担するべき(89.4%) <sup>4</sup>	
リサイクル料金のカルテル化	リサイクル料金の一致は偶然であり、独占禁止法にはあたらぬ		業界内でのリサイクル料金の決定は違法

(参考：2001年7月に行なった調査及び、公正取引委員会ホームページより作成)

法施行前、そして施行後の現状からEPRから乖離していると考えられる部分は以下の2点である。

- ① 不法投棄に対して明確な責任分担がなされていない(表1評価基準③)
- ② ①の原因として利害関係者間のコミュニケーションが十分にとれていない(表1評価基準④)

法律制定後の議論によると、現在の後払い制度は生産者の意見が通った形になっている。たしかにガイダンスマニュアルにもEPRプログラムは「国内経済の混乱を避けつつ環境上の便益が得られるように策定され実施されること<sup>5)</sup>」となっている。よって生産者に融通性を与えることで改革を促すことは悪いことではない。

しかし施行後ではその融通性を与えられた生産者にEPRで重要視されている「生産者のリーダーシップ」(表1評価基準⑤)が全くとれていない。このことから日本の家電リサイクル法は生産者にのみ配慮がなされた法律である可能性が高い。

## 2-2 乖離の原因

- (1) リサイクル料金のカルテル化

我々が家電リサイクル法は生産者よりの法律であると判断する一番の根拠はリサイクル料金のカルテル化であると考えている。現在、家電メーカーは A グループと B グループ<sup>6</sup>に分かれたため、リサイクルの取り組み方が異なり、工場の設備投資金額は地域ごとにも異なる。さらに設備も必ずしも全部一致するわけではないのに現在の家電大手メーカーの料金には差がないのである<sup>7</sup>。そこでこの問題を少し詳しく分析してみる。

カルテルは一般的に不当な取引制限のことを言い、独占禁止法によって規制されている。厳しく規制するのは、カルテルが競争を制限する効果をもち、企業の創意工夫の意欲を削いだりすることによって、経済全体を停滞させるからである。

カルテルは独占禁止法 2 条 6 項で定義されている。その内容は以下の 4 つである。

- ① 事業者が、他の事業者と協同して行為をすること
- ② 2 以上の事業者が相互にその事業活動を拘束し、または遂行すること
- ③ 公共の利益（消費者利益を含む）に反すること
- ④ 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

施行後の 2001 年 4 月 18 日に公正取引委員会は「リサイクルガイドライン」を発表し、業界内での決定は違法だとしているが、メーカー側は偶然に重なった結果であるため法律には違反しないと主張している（表 2 参照）。独占禁止法ではある産業分野において企業の一つがプライスリーダー的地位を占め、その価格の決定に他の企業が追随しただけでは「意思の連絡」がないのでカルテルと言うことはできない。

しかし現状では下がるべき価格が下がらなくなり、経済全体の資源の最適配分が歪められ、家電リサイクル法の目的の一つである「国民経済の健全な発展」はもとより、EPR の理念である「公正かつ透明な価格決定」（表 1 評価基準⑩）がなされていないことになる。ではなぜこのようなことが発生したのか。

## (2) リサイクル料金問題の原因とその影響

考えられる大きな原因は評価基準にもあるように「公正取引委員会の家電リサイクル法への積極的な参加」（表 1 評価基準⑨）が見られないからである。遅くとも施行前に後払い制が決定し、製品価格にリサイクル料金が反映されないことがわかった時点で公正取引委員会が動き、何らか

の規制をするべきであった。

この問題の影響は「リサイクル技術の発達」（表 1 評価基準②）とも深く関わる。また高いリサイクル料金は不法投棄をさらに誘発することにもなる。さらに中小企業（ここでは小売店・量販店）への配慮（表 1 評価基準①）が欠けていることにもつながっている。これは現在、リサイクル料金+収集運搬料金の徴収にともない販売の現場では激しい値下げ競争が行われている。収集運搬料金だけでなく、最近ではリサイクル料金までもが値下げ対象になっている。この販売段階での値下げが意味することは販売店の利益からリサイクル料金を支払っているということである。リサイクルコストのコントロールが可能なのはメーカーだけである。リサイクル料金の競争がすまないと、販売の現場はさらにリスクを負うことになるが、この事実に対して家電メーカーは全く援助せず、あくまで法律内で規定された範囲のみをこなしているのが現状である。つまり製品の設計・材料の選択の決定に最も制御力を有する生産者が経済的なリスクを負うことから逃げてしまっているのである。

以上の点より家電リサイクル法は生産者に甘い法律であることが証明できる。EPR の成功とは、環境対策を積極的に行なう者が企業間の競争の中で勝者になることに繋がる仕組みをつくることである。よって、この大きな理念の乖離から家電リサイクル法は失敗であると言える。

## 第 3 章 家電リサイクル法の環境問題

家電リサイクル法は本来環境保全を目的とした法律である。しかし、逆に法施行により環境問題を発生させてしまっている。以下では、その環境問題について述べていく。

### 3-1 国内のリユース（再使用）問題

廃棄物のリサイクルを考える前に、廃棄物の発生回避を考えることが重要である。その点でリユースは廃棄物の発生回避に大きな役割をもっている。しかし、現在の家電リサイクル法はリサイクルを促進する法律であって、リユースに関する規定が全くない。リユースに関する規定が欠けている場合、発生すると思われる問題は以下の 2 つである。

- ① 中古となった家電（リユース目的、廃棄物として）がリサイクル料金の徴収がされない海外へ流れやすいこと。
- ② 中古業者が使えなくなった中古家電を不法投棄する

可能性があること

現状ではまだ使える中古家電は海外などに流れてしまっている可能性が高く、統計にも表れていない。(中古家電が海外に輸出された場合、なぜ問題になるかは3-2で説明する) また、現在の家電リサイクル法で最も問題となっているのは不法投棄であるが、消費者一人一人の不法投棄以上に、数多くの中古家電が集まる中古業者の不法投棄のほうが問題であると言える。

後払い制では、家電製品がまだ使用可能ならば代金を受け取った上で引き取ってもらえ、収集運搬料金およびリサイクル料金を支払う必要がない。そのため、今後さらに家電製品の中古市場は活性化される可能性が高い。しかし、現在の家電リサイクル法では中古市場が活性化しても、廃棄物・中古品輸出、不法投棄の問題に繋がってしまうのである。

### 3-2 廃棄物・中古品の輸出における問題点

廃棄物・中古品の輸出において問題となるのは、以下の2つである。(ここでは、後払い制によっておきている問題点を指摘するため、リサイクル料金の徴集時期に関わらず輸出される新品の家電製品については述べないこととする)

- ① 廃家電がリユース目的と偽って輸出される場合
- ② リサイクル規制のない国へ中古品として輸出された後に家電が廃棄される場合

家電が海外へ輸出される理由は、

- ① 国内におけるリサイクル料金および収集運搬料金の支払いを避ける
- ② 海外市場のニーズに応える

ということが考えられる。問題点の原因となっているのはリユース同様、現在の家電リサイクル法に輸出に関する規定が無いためである。廃棄物・中古品の輸出に関する法律は、

- ① 廃棄物処理法<sup>8</sup>
- ② 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律 (通称バーゼル法)<sup>9</sup>
- ③ 関税法<sup>10</sup>

の3つがある。まず、廃棄物処理法では一般廃棄物および産業廃棄物が輸出される際に厚生労働大臣の確認が必要である(第9条6および第15条4の5)が、現在まで確認されたことはない。また、バーゼル法では、リユース目的ということが証明されれば規制の対象にはならない。そして、関税法においても、中古品を輸出する際に他の輸出入に関する法令に違反していないかを証明または確認する義務(第17条)があるが、結局数量と質を監視しているだけである。つまり、この3つの法律ではリユースを目的とするのであれば廃家電は輸出することができ、本当にリユースされているか監視することは不可能である。これは「EPRプログラムと既存の法的規制の組み合わせ」(表1評価基準⑦)への考慮がされていないことを意味する。

また、海外における中古家電のニーズ(本当のリユース目的)に応えるために輸出された場合にも問題がある。それは、リサイクル規制のない国へ中古家電が輸出される場合であり、リユースされたとしても輸出された国で廃家電が処分されるのである。これでは「他国への処分」(表1⑧評価基準)の考慮がされていないことになる。

どちらの問題点(①リユース目的と偽って廃家電が輸出される場合、②リサイクル規制のない国へ中古品として輸出された後に家電が廃棄される場合)でも最終的に廃家電が処分されるのは、輸出された国である。特に①の場合、国内で処理されるべき廃棄物が不法に輸出され、何の規定もない国で処理されるということは国境を超えた環境汚染であり、非常に大きな問題である。このことは廃棄物・中古品の輸出によって環境リスクが海外へ逃げていることを示している。

### 3-3 不法投棄の現状

現行家電リサイクル法で最も問題とされているのが不法投棄の問題である。その原因は、後払い方式の導入によるところが大きい。以下では我々が独自に行ったアンケートの調査結果(関東1都6県 回答自治体数104/228)より、不法投棄の現状と自治体の対処をみていくことにする。主な項目としては以下の4つである。

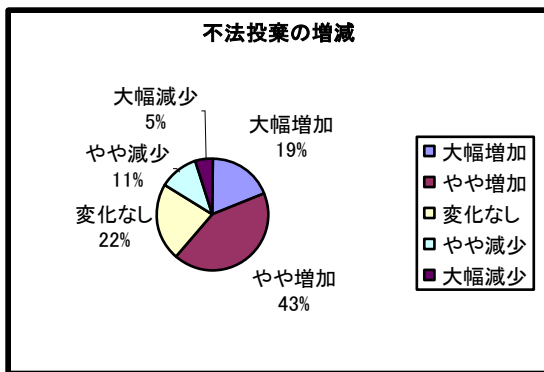
- ① 不法投棄の増減 (回答自治体数81)
- ② 不法投棄場所 (回答自治体数91)
- ③ 不法投棄の監視 (回答自治体数104)
- ④ 不法投棄対策費 (回答自治体数103)

なお、データ収集がなされず、未回答のため回答自治体数の合計が104にならない場合がある。

以下では、上記4つの項目について詳しく見ていくことにする。また、全国のデータに関しては環境庁ホームページを参照して欲しい。

- ① 2001年の4月・5月・6月における家電4品目の不法投棄件数は2000年と比較してどう変化したか。(回答自治体数81)

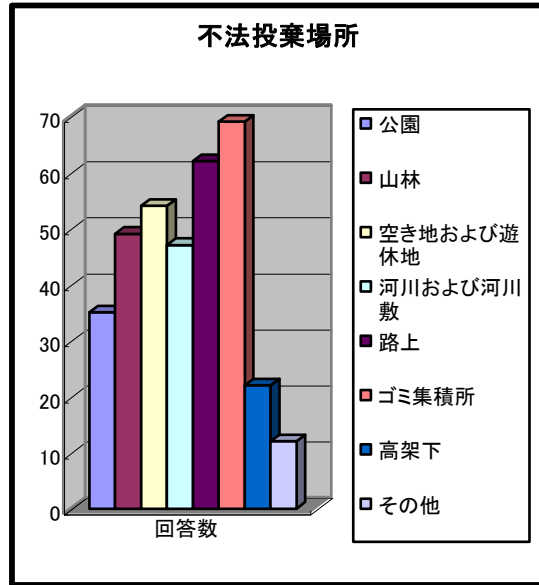
表3 不法投棄の増減(4月・5月・6月の平均値)



都や県によって増減の割合に変化はあったが、不法投棄が増加しているのは明らかである。

- ② 現在、家電4品目の不法投棄がされている場所(複数回答可;回答自治体91)

表4 不法投棄場所の分布



ゴミ集積場や公園などの住宅地は消費者による不法投棄と思われるが、山林や河川などの住宅地から離れた場所での不法投棄は中古業者によるものが多いのではないだろうか。

- ③ 現在、不法投棄に対する監視を行っているか。(回答自治体数104)

表5 不法投棄の監視の有無

	回答数	パーセンテージ
行っている	86	82.7%
行っていない	18	17.3%

不法投棄に対する監視を行っていると答えた自治体は82.7%で、その方法としては、自治体の職員によるパトロール、廃家電回収業者によるパトロール、町内会によるパトロール、市民・住民への通報の依頼、郵便局員・新聞配達員・タクシー運転手への通報の依頼、監視カメラの設置、警察への依頼などというものが多かった。よって「集团的監視圧力」(表1 評価基準①)は達成されているといえる。しかし、この不法投棄に対する監視は、自治体への大きな財政的圧迫を与えている。

- ④ 2001年予算のゴミ対策費全体の中に不法投棄対策費を計上しているか。(回答自治体数103)

表6 不法投棄対策費の予算計上の有無

	回答数	パーセンテージ
計上している	71	68.9%
計上していない	32	31.1%

表6より、31%の自治体が不法投棄対策費を計上していないことが分かる。これらの自治体は今後更なる財政的負担を抱えることは明らかである。

以上の結果は、不法投棄が増加していることを示し、また不法投棄が自治体に対して、明らかに財政的負担を増加させる要因となっていることも示している。そしてこのことはEPRの「廃棄物管理にかかる地方自治体の物理的および(もしくは)財政的負担の軽減」<sup>11</sup>を満たしておらず、家電リサイクル法が不十分なEPR政策となってしまっている大きな要因である。

#### 第4章 家電リサイクル法の修正点

本章では現行法のリサイクル料金後払い制を維持した場合と、その料金徴収方法を前払い制に変更した場合の2つの場合において、EPR理念を導入し、今まで挙げてきた問題に対処するための修正点を述べる。

##### 4-1 現行法ベース

###### (1) リサイクル料金のカルテル化への対策

第2章でも述べているように、現行の家電リサイクル法が生産者に甘い法律であることが、この問題の大きな要因である。リサイクル料金の競争を促し、環境を本当に考える生産者が生き残るようなシステムを構築しなければならない。リサイクル料金の競争を促すには、以下の2点が必要になる。

- ① 生産者のリーダーシップ
- ② 公正取引委員会による定期的介入

力のあるメーカーがトップランナー方式<sup>12</sup>で日本のリサイクルのレベルを上げていかなければならない。また、公正取引委員会の介入は不可欠であり、各家電メーカーのリサイクル料金が競争的あり、適切であるかを常に監視するべきである。

###### (2) リユースを促進する方法

まず、消費者に対して、まだ使用できる製品はリユースに回し、使用できない製品はリサイクルに回すという意識を持たせることが重要である。そのためには、まだ使用できる製品を回収し、修理してより安い価格で販売する主体を家電リサイクル法の静脈物流の中に組み込むことである。韓国では使用可能製品の回収や修理、販売を社団法人が行うことで、消費者のリユースに対する意識を向上させることに成功している<sup>13</sup>。日本が行なうべき事は、上述のような役割をになう企業を支援し、家電リサイクル法の静脈物流に組み込むことでリユースを促進させることである。

###### (3) 廃棄物・中古品の輸出への対策

まず、リユース目的と偽って不法に輸出される廃棄物に対しては、監視の強化が必要である。やはり現在のように占有者、所有者に有価、無価を判断させるのではなくて、占有者ではない第三者が客観的に判断、定義するような法律の整備が必要である。次に、リサイクル義務のない国へ輸出される場合に対しては、指定家電4品目の中でフロンや鉛など、有害物質(リサイクルが困難な物質も含む)を使用している製品の輸出を禁止にするよう法律を改正することや、輸出された国にリサイクルプラントを設立するなどの対策が考えられる。しかし、輸出国全てにリサイクルプラントを設立することは不可能であり、また、有害物質使用製品の輸出禁止措置も完全な予防策にはならない。

###### (4) 不法投棄への対策

現在、不法投棄は廃棄物処理法によって取り締まりが行われており、罰則<sup>14</sup>も定められている。しかし、実際検挙された例はあまりなく、認知度も低い。以上の事実から「政府の取り締まり」(表1評価基準⑩)は達成されていないといえる。

よって、対策として講じるべき事は、取り締まりを今まで以上に強化し、家電リサイクル法の条文に明記すると同時に、マスコミを通じて消費者に広く情報を公開することである。また、それにかかる費用は生産者が負担するべきである。

不法投棄の処理に関しては、生産者の費用負担でファンドを設立することが有効である。これは各家電メーカーから一定の料金を徴収し、不法投棄された廃家電の収集運搬費用やリサイクル料金、各自治体への不法投棄対策に対する支援金などに当てるものである。また、各メーカー製品の不法投棄の量によって徴収される料金が増減するようなシステムにすれば、メーカー側は不法投棄対策に積極的

にならざるをえない。消費者にも重い罰則を与える以上、生産者もリスクを負うべきである。実際ファンドの設立は施行前の会議<sup>15</sup>においても議論されているが、不法投棄の予防には繋がらないとしている。しかし予防と処理とは切り離して考えなくてはならない。

不法投棄に関しては、夜間や人目に触れられない場所にされるため、完全に取り締まることは難しい。また監視を強化することによって、そのコストはより多くかかってしまう。

以上のように、対策を講じて、後払い方式では不法投棄を事前に予防する最良の策は見出せない。

#### 4-2 料金徴収を前払いにした場合

##### (1) 廃棄物・中古品の輸出、不法投棄への対策

まず、料金徴収方法を前払い制にすることにより、廃家電の不法輸出（リユース目的と偽った廃棄物の輸出）と不法投棄の問題は解決される。それはこの2つの問題が、排出時に徴収されるリサイクル料金の支払いを排出者が拒むことによって生じる問題だからである。

##### (2) リサイクル義務のない国へ輸出される場合の対策

中古家電が輸出された国の輸入企業と日本の輸出企業が費用を負担し合うことによって、相手国で使用済みになった有害物質を含む家電や廃家電から出る有害物質（相手国で処理できない物質）を日本に返還できるようにし、日本でリサイクルするということが考えられる。また、これにかかる費用は前払い制によって徴収したリサイクル料金で対応すべきである（そのため、後払い制では不可能な対策である）。

この対策実行には、中古品輸出の数量把握がかかせないため、現在不透明な中古品に関する正確な統計をとる必要があるだろう。

##### (3) リサイクル料金カルテル化への対策

後払い制の場合、製品価格にリサイクル料金が全く反映されない。また、徴収されるのは商品購入後何年も後のことなので、消費者は商品購入時にほとんどリサイクル料金のことは考慮に入れないと思われる。ゆえに、リサイクル費用が高かろうと、安かろうと、消費者は製品価格や性能を重視して製品を購入するだろう。消費者がこのような行動をとり、リサイクル料金の低下が製品の販売台数に影響を与えないならば、生産者に対して技術革新をさせリサイクル料金を下げさせようというインセンティブは働かな

い。このように考えると、前払い制の下でリサイクル料金を下げることは、製品価格を下げることに繋がり、価格競争に打ち勝つための一つ的手段となる。それによりリサイクル技術の発展にも結びつくのである。

##### (4) 後払いの利点への対応

前払い制によって、後払い制の利点<sup>16</sup>が妨げられることはない。それは、前払いで徴収したリサイクル料金をその製品に使用するのではなく、その時期に排出された製品に対して使用する「年金型前払い制度」を採用すれば良いからである。リサイクル料金の価格設定に関しても、製品の耐用年数やこれまで年間に排出された使用済み家電の台数などを考慮すれば、いつ頃製造された製品がどれくらい排出されるかなどはある程度把握でき、現在のリサイクル技術ではどのくらいのコストがかかるかを予想できる。また、製品価格に組み込まれるので不当に高騰することもない。こうすれば、前払い金の管理に対する問題はなくなる。しかし、企業が倒産した場合などに発生してしまう孤児製品に関しては、各家電メーカーが孤児製品対策にあてるための費用（販売台数に比例）を、回収したリサイクル費用から少しずつストック（デポジット）するための預託機構の導入が効果的であると思われる。

### 終章 おわりに

第4章で提示した改正案のように、料金徴収制度に関しては後払いでも前払いでもEPR理念を導入して、問題には対処できる。しかし上記の問題に関してのみ言えば、後払い制度の下では、不法投棄は規制・取り締まりに多くのコストがかかるし、廃棄物・中古品の輸出に関しては課題が残る。それに対して前払い制の下では上記の問題をより多面的に解決できる。日本の法律がなぜ後払い制を選択したかは第2章で述べた。一方、2005年施行予定のEU法では現存製品に対処するため、今市場に出回っている商品に関してはリサイクル料金を後払いで徴収し、法施行後は前払いで徴収することを決めている。では、なぜEU諸国は前払い制を選んだのだろうか。

この制度の下では、生産者は厳しい経済的リスクを負うことになる。OECDが分析するEU法の潜在的な問題とは「生産者にとって実現の厳しいこと」である。これはEUの考え方が、環境にリスクを置くより、経済にリスクを置くことを重視するためであると考えられる。現在、日本のリサイクル機器のほとんどはオランダから輸入されたものである。ヨーロッパの国々は長期的な視点を持ち、



最初にコストをかけても環境対策は利益に繋がると考えている。具体的には開発したリサイクル技術の特許を取得したり、今後リサイクル法を導入する国などにリサイクル機器を輸出する、といったことにより利益を得られるという考えを持っている。これは、環境リスクを考慮に入れたほうが経済発展に繋がるという発想である。

それに対して OECD が分析する日本の家電リサイクル法の潜在的な問題は、我々が今まで述べてきた以下の3点である。

- ① 不法投棄
- ② 二次資源（リユース）市場の不足
- ③ 廃棄物として家電が他国に輸出されること

明らかに法律自体が環境にリスクを負わせてしまっている。つまり日本は短期的な視点なため、環境的なリスクより経済的なリスクを考慮して最初にコストをかけるのを嫌うのである。しかし環境破壊は急激な経済発展から生まれたものであることを考えれば、経済にリスクが置かれるのは当然だと言える。

2004年施行予定の「自動車リサイクル法」<sup>17</sup>は、最も重要な目的の一つに不法投棄の防止を掲げ、規制や取り締まりの強化にもコストがかかるということで、料金徴収時期を前払いにし、トータルシステムとして不法投棄を防止するよう審議を進めている。これは明らかに家電リサイクル法の失敗に基づくものである。そこで我々は結論として、年金型前払い制（前払いで徴収した料金をその時期に排出した製品に使用する制度）への改正を提案する。だが、前払いにし、生産者に多くの責任を負わせるとしても、消費者、自治体にも果たすべき責任はあるということを忘れてはいけない。

## 注

<sup>1</sup> 製品の生産者が、製品が消費された後、リサイクルや処理の責任を負うこと。

<sup>2</sup> 本稿第2章2節2項参照。

<sup>3</sup> 142回-衆-商工委員会-14号 1998/05/13  
142回-衆-商工委員会-15号 1998/05/15  
147回-衆-商工委員会-14号 2000/04/26  
147回-衆-商工委員会-15号 2000/04/28  
151回-参-経済産業委員会-03号 2001/03/22

151回-参-環境委員会-05号 2001/03/27

151回-参-経済産業委員会-04号 2001/03/27

<sup>4</sup> メーカーが回収し、メーカーが費用負担をすべきであると回答した自治体が56.7%、自治体が回収し、メーカーが費用負担すべきであると回答した自治体が32.7%で、以上を合計し、89.4%という値を算出した。ちなみに、自治体が回収し、自治体が費用を負担すべきであると回答した自治体は2.9%であった。

<sup>5</sup> 『Extended Producer Responsibility A Guidance Manual For Governments』2章より。

<sup>6</sup> Aグループ：松下電器、東芝。既存業者の設備を使用する。Bグループ：日立製作所、三菱電機、三洋電機、シャープ、ソニー。各メーカーが出資して新たにプラントを建設した。これはリサイクルに対するアプローチの似ているところが結びつき、2つのグループに分かれた結果である。

<sup>7</sup> 冷蔵庫4600円、洗濯機2400円、テレビ2700円、エアコン3500円。（2001年10月10日時点）

<sup>8</sup> 正式名称は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」であり、ゴミに関する基本的な法律として1970年に制定され2000年10月に改正。

<sup>9</sup> 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関する法律で、1992年に制定。

<sup>10</sup> 関税の賦課と徴収、貨物の輸出入について税関手続きの適正な処理を図るために必要な次項を定めた法律。1954年制定。

<sup>11</sup> Extended Producer Responsibility : A Guidance Manual For Governments 1章より。

<sup>13</sup> 韓国では、1992年に日本の家電リサイクルにあたる「資源の節約および再活用促進に関する法律」を施行し、その中で「韓国生活資源活用協会」という社団法人を設立し、リユースに対処している。

<sup>14</sup> 個人が検挙された場合、1000万円以下の罰金もしくは懲役5年以下の罰則とされているが、実際は10～50万円の罰金にとどまっている。

<sup>15</sup> 142回-衆議院-商工委員会-15号（1998/05/15）において議論が掲載されている。

<sup>16</sup> 本稿第2章2節1項参照。

<sup>17</sup> 第5回自動車リサイクル専門委員会（2001/7/09）議事録参照。

## 参考文献

- ・ OECD 『Extended Producer Responsibility : A Guidance Manual For Governments (拡大生産者責任政府向けガイダンスマニュアル)』(2001年 OECD)
- ・ 厚谷 襄児 『独占禁止法入門』(1999年 日本経済新聞社)
- ・ 岩佐 茂 「理念なき日本の環境政策」(『経済』2001年6月号 新日本出版社)
- ・ 小林 純子 「リサイクルの課題」(『名城論議』 第1巻第1号 2000年)
- ・ 日本機械輸出組合 『environment Update 第13号』 2001年5月 日本機械輸出組合
- ・ 『日経エコロジー』1999年9月号 日本経済新聞社
- ・ 国会会議録
- ・ 第5回 自動車リサイクル専門委員会議事録  
2001/07/09

#### ホームページ

- ・ 環境省 <http://www.env.go.jp/>
- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- ・ 公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/>

#### 訪問調査協力

- ・ 2001年5月25日 三鷹市役所、第一処理場
- ・ 2001年6月15日 日野市役所
- ・ 2001年6月21日 株式会社東芝

#### 調査協力

- ・ 日本電機大型店協会 (NEBA)

#### アンケート協力

- ・ 東京都、茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県、の地方自治体計104自治体
- ・ 株式会社日立製作所
- ・ 三洋電機株式会社
- ・ 松下電器産業株式会社